

農業者の皆さん、GAPに取り組みましょう！

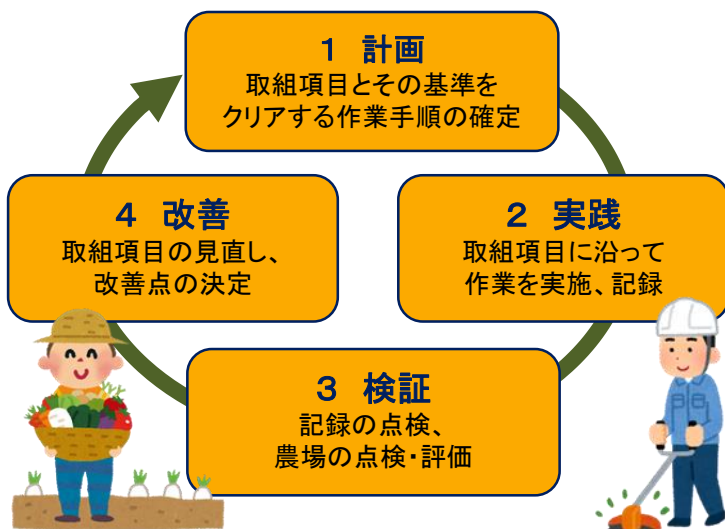
GAP (ギャップ) って？

■ GAPとは・・・

GAP (Good Agricultural Practice: 良い農業の実践) とは、農業において、食品安全、環境保全、労働安全等の持続可能性を確保するための農業生産工程管理の取組のことです。

農産物を生産する各工程において、取組項目に従って適切な作業や管理ができているかを点検・評価、改善しながら、農産物(食品)の安全を確保し、より良い農業を実現していきます。

■ GAPの取組み方と取組項目の例



このサイクルを繰り返し実践することにより
より良い農業をめざします！

<取組項目の例>

- ほ場やその周辺を常にきれいに保っていますか？
- 使用済みの廃プラスチックなど、廃棄物の適切な処分を行っていますか？
- 農薬・肥料・燃料などを適切に保管・使用し、記録していますか？
- 危険な作業、場所について検討し、作業見直しや作業現場の改善等で安全な農作業を行っていますか？



■ GAPのメリット

- 食品の安全や品質向上につながります
- 経営の改善が図られます
- 環境保全につながります
- 農作業の事故を低減できます

■ GAP認証取得のメリット

- ◎ 消費者に安心してもらえる、販売先の信頼性向上など、経営上有利になることが期待されます
- ◎ オリンピック・パラリンピックへの食材調達の要件を満たします

東京都では持続可能な東京農業の実現に向けて
平成30年度から「東京都GAP認証制度」を開始(裏面参照)

「東京都GAP認証制度」を紹介します

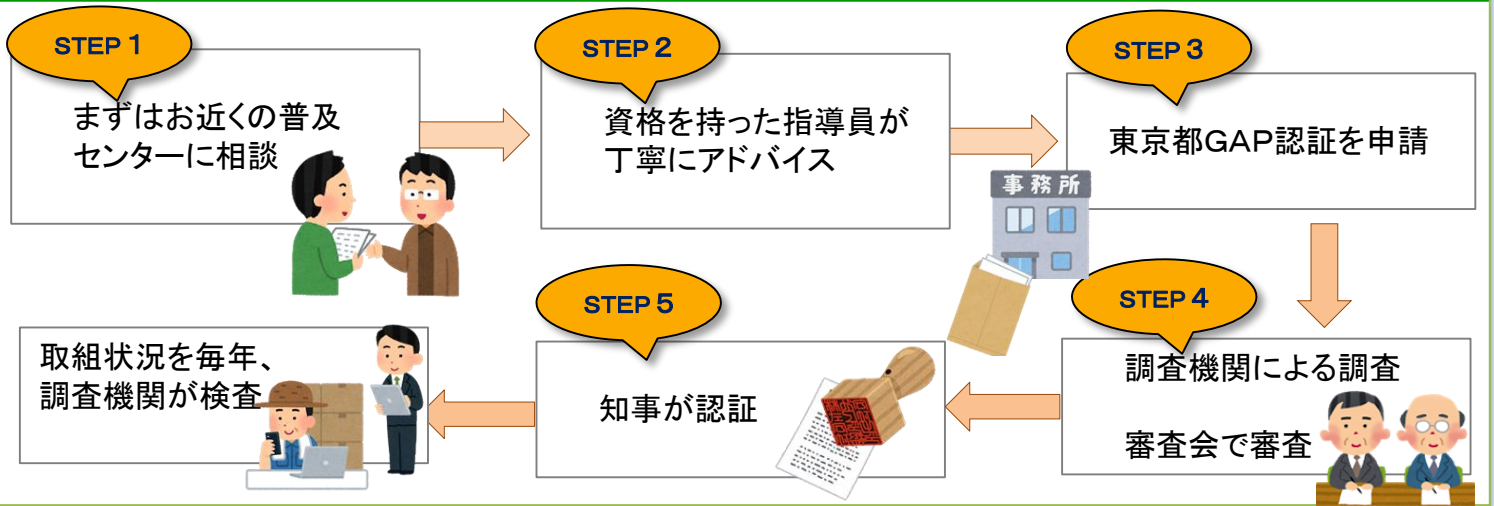
■ 趣 旨

「持続可能な東京農業の実現」と「東京2020大会における都内産農産物の活用」に向けて、農林水産省の「GAPガイドライン」に準拠し、都市農業の特徴を反映した都独自のGAPの認証制度です。

■ 概 要

- (1) 対象者：都内で農産物を生産する農業者等
- (2) 対象品目：「野菜」および「果樹」
- (3) 点検内容：「食品安全」「環境保全」「労働安全」等、約90の取組事項で構成
＜都独自の取組事項＞
・周辺住宅や道路への土砂や排水の流出防止 ・農作業時の騒音、土ほこり等に配慮した管理、など
- (4) 認証費用：無料
- (5) 有効期間：登録の日から5年間（毎年、検査と指導を実施）
*認証取得者は、毎年、GAPの研修会に参加
- (6) 申請窓口：農業振興事務所 振興課
- (7) 申請支援：農業改良普及センター
- (8) 調査機関：公益財団法人東京都農林水産振興財団

■ 認証までの流れ



※東京都のホームページに詳しい情報を掲載しています。

東京都GAP

検索

【お問い合わせ】

- 中央農業改良普及センター
〒187-0002 小平市花小金井1-6-20
☎042-465-9882
- 西多摩農業改良普及センター
〒198-0024 青梅市新町6-7-1
☎0428-31-2374
- 南多摩農業改良普及センター
〒192-0364 八王子市南大沢2-2 パオレビル6階
☎042-674-5971

- 東京都農業振興事務所 振興課 (平成30年5月作成)
〒190-0022 立川市錦町3-12-11
☎042-548-5052
 - 東京都 産業労働局 農林水産部 食料安全課
〒163-8001 新宿区西新宿2-8-1
☎03-5320-4834
- 発行：東京都農業協同組合中央会 都市農業改革部 振興課
〒190-0023 東京都立川市柴崎町3-5-25
☎042-528-1375

※本チラシは東京都で作成した内容をJA東京中央会で一部追加・変更して配布しております。